

米価下落に関する「特別相談窓口」を設置しました

中南地域県民局地域農林水産部では、令和3年産米の概算金引き下げの影響を受けた農家の方々を対象に、当面の資金繰りや、来年の作付計画などの相談を受け付ける窓口を設置しました。



設置日時

令和3年11月5日(金)
午前9時～午後4時



設置場所

藤崎町文化センター 3階 多目的ホール

相談内容

項目	対応
1 資金繰り	① 農林漁業セーフティネット資金の活用 ② 農業経営収入保険のつなぎ融資の活用 ※ 概要を裏面に記載しています。 ③ 既往借入の償還条件の緩和
2 作付転換	① 飼料用米等の拡大、野菜の導入
3 規模拡大・縮小	① 農地中間管理事業の活用 ② 活用できる補助事業の紹介

相談方法

対面相談
電話相談

〔 経営・担い手班 0172-33-4821 〕
〔 稲作・畑作・野菜班 0172-33-2903 〕



中南地域県民局地域農林水産部

農林漁業セーフティネット資金

借入の要件

米価の下落により収入の大幅減が見込まれること

借入対象者

農業を主な収入とする農業者、集落営農組織等

借入限度額

1年間の経営費、または粗収益の相当額

(簿記記帳を行っていない方は1,200万円以内)

金利等

無担保、当初5年間は実質無利子

手続き

農協や銀行に過去3年分の決算書類を添付して申込み

農業経営収入保険のつなぎ融資

借入の要件

収入保険に加入し、保険金の支払いが見込まれること

借入限度額

収入保険支払い見込額の8割

金利等

実質無利子

手続き

農業共済組合に事故(減収)発生の状況を通知し、貸付け希望を申し出
(電話連絡も可)

※詳しくは、相談窓口でおたずねください！